

日本乳腺甲状腺超音波医学会甲状腺超音波ガイド下穿刺診断専門医制度 施行細則

第1章 専門医の申請・審査・認定

第1条 [審査と認定]

- 1 一般社団法人日本乳腺甲状腺超音波医学会（以下「本会」という）甲状腺超音波ガイド下穿刺専門資格認定委員会（以下「専門資格認定委員会」という）は、毎年、次の年度の甲状腺超音波ガイド下穿刺診断専門医（以下「専門医」という）認定の業務に関する要綱を決定し、ホームページなどによって会員に公告する。
- 2 専門医の認定業務は、申請の行われた年度の2月末日までに完了しなければならない。

第2条 [申請書類]

- 1 専門資格認定委員会は、申請書類の正本を受理した日から1年間、本会運営事務局に保管する。
- 2 専門資格認定委員会の委員長は、専門医認定申請者の申請書類の副本を書類審査および筆記試験の審査に供するため、専門資格認定委員会委員に送付する。

第3条 [専門医認定試験の実施]

専門医認定試験は以下の要領で実施する。

- ① その年の出題問題は、専門資格認定委員会が作成ならびに選定する。
- ② 専門資格認定委員会委員長は、専門医資格のための筆記試験を行う場所を定め、専門資格認定委員会委員から試験実施委員として筆記試験委員を選任する。
- ③ 専門資格認定委員会委員長は、試験期間の間、本部を設置し、専門医認定試験業務を統括する。
- ④ 専門資格認定委員会委員は、試験場の設営、試験問題の管理ならびに試験本部との連絡を行う。

第4条 [手数料]

専門医の認定申請、更新にかかわる手数料を以下のように定める。

- ① 専門医の認定を申請する者は、手数料として、1万円を納付しなければならない。
- ② 専門医の更新を申請する者は手数料として、1万円を納付しなければならない。
- ③ 既納の手数料は、いかなる理由があっても返却しない。

第5条 [認定料]

- 1 はじめて専門医認定証の交付を受ける者は、認定料として2万円を納付しなければならない。
- 2 既納の認定料はいかなるがあっても返却しない。

第2章 専門医の認定申請

第6条 [専門医認定申請の提出書類]

専門医の認定を申請する者は、次項に定める書類を提出するものとする。

- ① 専門医認定申請書
- ② 履歴書
- ③ 日本国の医師免許証（写）
- ④ 本会学術集会教育セミナーの4回以上の受講証明書（注1）
- ⑤ 本会主催あるいは共催の甲状腺超音波検査に関するハンズオンセミナー受講証明書（注2）
- ⑥ 関連学会の専門医認定証（写）（保持している場合のみ）（注3）
- ⑦ 症例詳記20例（本会指定用紙を使用し、穿刺症例の超音波画像を添付）
- ⑧ 本会または本会が定める関連学会での発表あるいは論文発表の業績リストとそれを証明する複写（注4）
- ⑨ 手数料1万円の納付証明書
- ⑩ 本専門医資格を有するものとして学会に登録・公表することに対する同意書

注1 教育セミナー（医療安全）1回および教育セミナー（甲状腺）1回受講を必須とする。専門医制度開始以前の学術集会（JABTS43まで）において、学術集会出席に対し講習会1回受講とみなす。ただし、1回の学術集会における受講回数算入はハンズオンセミナー受講を除き2回までとする。

注2 ハンズオンセミナー受講を必須とする。ただし、専門医（注3）を有する場合、ハンズオンセミナー受講は必須としない。

注3 ここで定める専門医は、甲状腺学会専門医、内分泌外科専門医、超音波専門医、細胞診専門医とする。

注4 甲状腺超音波ないし穿刺に関連する学会発表あるいは論文を3編、そのうち筆頭演者あるいは筆頭著者としての発表1編を必須とする。

本会が定める学会としては、JABTS学術集会および以下関連学会の学術集会
関連学会：日本甲状腺学会、日本内分泌外科学会、日本超音波医学会、日本臨床細胞学会、日本甲状腺病理学会

第7条 [専門医更新申請の提出書類]

専門医の更新を申請する者は、次項に定める書類を提出するものとする。

- ① 専門医更新申請書
- ② 本専門医認定証（写）
- ③ 関連学会の専門医認定証（写）（保持している場合のみ）（注1）

- ④ 本会学術集会教育セミナーの受講証明書^(注2)
- ⑤ 本会主催あるいは共催の甲状腺超音波検査に関するハンズオンセミナー受講証明書^(注3)
- ⑥ 学会出席・演題発表・論文等の研修実績一覧表：計 40 ポイント^(注4)
- ⑦ 本会または本会が定める関連学会での発表あるいは論文発表の業績リストとそれを証明する複写^(注5)
- ⑧ 手数料 1 万円の納付証明書
- ⑨ 本専門医を有するものとして学会に登録・公表することに対する同意書

注 1 ここでは定める専門医は、甲状腺学会専門医、内分泌外科専門医、超音波専門医、細胞診専門医とする。

注 2 教育セミナー（医療安全）1 回および教育セミナー（甲状腺）1 回分の受講証明書を必須とする。

注 3 ハンズオンセミナー受講証明書は実績表に記載した場合のみ提出

注 4 本施行細則第 8 条で示すもの

注 5 本会が定める学会としては、JABTS 学術集会および以下関連学会の学術集会
 関連学会：日本甲状腺学会、日本内分泌外科学会、日本超音波医学会、
 日本臨床細胞学会、日本甲状腺病理学会

第 8 条 [専門医更新申請に要する研修実績]

専門医更新申請に要する研修実績としては下記の実績計 40 ポイントを必須とする。

- ① JABTS 学術集会教育セミナー（ハンズオンセミナー含む）受講^(注1) 5 ポイント
- ② JABTS 共催講習会（ハンズオンセミナー含む）受講 5 ポイント
- ③ JABTS 学術集会における甲状腺に関する発表（筆頭） 8 ポイント
- ④ JABTS 学術集会における甲状腺に関する発表・論文（共同） 2 ポイント
- ⑤ JABTS 雑誌における甲状腺に関する論文（筆頭） 10 ポイント
- ⑥ JABTS 雑誌における甲状腺に関する論文（共同） 3 ポイント
- ⑦ 関連学会^(注2) 学術集会出席 2 ポイント
- ⑧ 関連学会^(注2) における甲状腺穿刺^(注4) を含んだ発表（筆頭） 5 ポイント
- ⑨ 関連学会^(注2) における甲状腺穿刺^(注4) を含んだ発表（共同） 2 ポイント
- ⑩ 甲状腺穿刺^(注3) を含んだ論文発表（査読有り，筆頭著者） 8 ポイント
- ⑪ 甲状腺穿刺^(注3) を含んだ論文発表（査読有り，共同著者） 2 ポイント
- ⑫ 関連学会の専門医資格^(注4) 10 ポイント

注 1 教育セミナー（医療安全）5 ポイントおよび教育セミナー（甲状腺） 5 ポイント取得を必須とする。1 回の学術集会で取得可能なポイントは 10 ポイン

トまで、教育セミナーあるいはハンズオンセミナーの座長・講師へは 10 ポイントを付与する。

注 2 日本甲状腺学会，日本内分泌外科学会，日本超音波医学会，日本臨床細胞学会，日本甲状腺病理学会，

注 3 甲状腺癌転移リンパ節穿刺を含む

注 4 専門医は甲状腺学会専門医，内分泌外科専門医，超音波専門医，細胞診専門医，細胞検査士とする。複数の資格を有する場合は，いずれか一つの資格のみでポイント加算する。

第 3 章 補則

第 9 条 [施行細則の変更]

本施行細則の変更は，専門資格認定委員会，理事会の議を経て行うことができる。

(附則) 本会則は令和 2 年 9 月 5 日より施行する。

2022 年 11 月 27 日 一部改正

2026 年 6 月 1 日 一部改正